

## 座長解題

# サステナビリティと会計

久保田 秀樹

### 〈論文要旨〉

欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の適用は一部のEU企業に限定され、IFRSサステナビリティ開示基準の適用は各国・地域で決定されるものの2024年から両者とも適用が開始されている。その意味で、2024年はサステナビリティ情報制度開示の幕開けの年だった。そして、2025年は、昨年適用が開始された基準による報告が始まり、サステナビリティ情報制度開示が実質化を迎えていた。

2025年3月2日に神戸学院大学で開催された日本会計研究学会第74回関西部会では、「サステナビリティと会計」が統一論題のテーマとされ、金森絵里氏（立命館大学）、梶原武久氏（神戸大学）、中尾悠利子氏（関西大学）、伏見康子氏（京都経済短期大学）による報告が行われた。本稿は、座長の視点からの各報告の解題とサステナビリティ情報制度開示の実質化の現状の紹介を内容とする。

着々とサステナビリティ情報制度開示の実質化が進展する中、各報告は、サステナビリティ情報開示が単なる開示にとどまることなく、その目的を達成するための会計の貢献の可能性を提示する貴重なものであった。

### 〈キーワード〉

サステナビリティ情報開示、IFRSサステナビリティ開示基準、欧州サステナビリティ報告基準、国際サステナビリティ基準審議会、サステナビリティ基準委員会

### 1 はじめに

2025年3月2日に神戸学院大学で開催された日本会計研究学会第74回関西部会では、「サステナビリティと会計」が統一論題のテーマとされ、金森絵里氏（立命館大学）、梶原武久氏（神戸大学）、中尾悠利子氏（関西大学）、伏見康子氏（京都経済短期大学）による報告が行われた。本稿は、座長の視点からの各報告の解題とサステナビリティ情報制度開示の実質

化の現状の紹介を内容とする。

1990 年代以降、時価情報をはじめ、複式簿記システムを越えた様々な情報が制度開示に浸透してきた。そして、2023 年に欧州サステナビリティ報告基準 (European Sustainability Reporting Standards ; 以下では ESRS と略す) と IFRS サステナビリティ開示基準 (以下では ISSB 基準と略す) が、それぞれ基準として確定した。ついにサステナビリティ情報が、制度開示に含まれる主要な情報の 1 つとなったことを意味する。

企業サステナビリティ報告指令 (DIRECTIVE (EU) 2022/2464 ; 以下では CSRD と略す) が 2023 年 1 月 5 日に発効した。CSRD は、適用対象企業がサステナビリティ報告において公表しなければならない報告内容の規範である。この報告内容の具体化のために、ESRS が欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) によって開発された。但し、基準の内容的企画構成についての最終的権限は、ESRS を委任法 (Delegated Act) として成立させねばならない EU ないし欧州委員会にある。欧州委員会は、予定より 1 か月遅れの 2023 年 7 月 31 日に ESRS の第一弾に関する委託法 (COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2023/2772) を採択した。

CSRD による改革プロジェクトは、二十数年前のヨーロッパ会計法への IFRS 会計基準導入と同レベルの改革であるとされ (Lanfermann anf Baumüller 2022, S. 2754)，企業報告を越えた「パラダイム変換」であるともいわれる。適用対象となる企業に対して ESRS に従い報告することを義務付けている CSRD は、EU におけるサステナビリティ報告の新方針を打ち立て、EU のグリーンディールや国連の持続可能な開発目標 (SDGs) と一致した、完全に持続的且つ包括的経済・金融システムへの移行に貢献をもたらすとされる。

一方、国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、2023 年 6 月 26 日に IFRS S1 「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」 (ISSB 2023a ; 以下では IFRS S1 号と略す) と IFRS S2 「気候関連開示」 (ISSB 2023b ; 以下では IFRS S2 号と略す) を公表した。IFRS S1 号と IFRS S2 号は、共に 2024 年 1 月 1 日以降に開始する年次報告期間に適用されている。IFRS S1 号と IFRS S2 号を適用する初年度については、軽減措置として気候関連を優先する救済措置の利用が可能であり、気候関連のリスクおよび機会のみの報告が認められる。なお、強制的な適用は、各法域の承認 (エンドースメント) 又は規制プロセスに委ねられている。

ESRS の適用は一部の EU 企業に限定され、IFRS サステナビリティ開示基準の適用は各国・地域で決定されるものの 2024 年から両者とも適用が開始されている。その意味で、2024 年はサステナビリティ情報制度開示の幕開けの年だった (久保田 2024b 参照)。そして、2025 年は、昨年適用が開始された基準による報告が始まり、サステナビリティ情報制度開示が実質化を迎えている。こうした状況下で各報告者から以下の報告が行われた。

## 2 金森氏の報告「サステナビリティ・トランジションにおける会計の役割」

金森氏の報告は、持続可能な未来への移行（サステナブル・トランジション）に向けてこれまでのシステムや価値観を根本から見直す必要性があるとの視点からの報告であった。まず、経済や社会のあり方に及ぶ包括的なシステム全体の再構築を目指すサステナビリティ・トランジション研究が紹介された。

サステナビリティ・トランジション研究の中心的な理論的枠組みとなっている MLP (Multi-Level Perspective) は、持続的な移行のための社会技術的システムや配置の複数の変化を必要とする共進化のプロセスである。そして、「社会技術レジーム」において淘汰されがちな新規技術や取組みを「ニッチ」によって戦略的に作り出し支援することによって、既存レジームの変容につなげていく。さらに、「社会技術ランドスケープ」から何らかの圧力やショックを受けるとレジームが不安定化し、ニッチは拡大し、既存レジームに入り込んだり、取り込まれたりして、変容されて新たなレジームを形成していくとされる。

MLP の事例研究として、日本の電力システムにおける大規模集中から小規模分散型への移行の研究が紹介された。当研究では、旧電力会社というレジーム・アクター、「自治体新電力」というニッチ・アクター、福島第一原発事故というランドスケープの相互作用が分析されている。当研究の結論としては、原発事故というランドスケープに生じた巨大ショックをもってしても、ニッチからのボトムアップなサステナビリティ・トランジションは顕在化しなかったとされる。

当研究を踏まえて、報告者は、日本の電力システムにおける大規模集中型システムから小規模分散型システムへの移行に関するサステナビリティ・トランジション研究について会計的な観点からアプローチする。すなわち、レジーム・アクターを優遇する会計制度が整備されたゆえに、トランジションが顕在化しなかったのではないかという論点である。具体的には、電気事業会計規則の 2013 年改正・2015 年改正・2017 年改正は、原子力発電事業者を優遇する会計となっており、廃炉や事故に係る費用のうち、従来は事業者自身が負担していた部分を、電力消費者に転嫁する制度改正が行われたとする。

以上の考察による会計の公共性という観点から「アカウンタビリティから経営倫理へ」を提倡する研究が紹介される。報告者の結論として、サステナブルな未来とは具体的にどのようなものか、誰を優先し誰を犠牲にするのか、何を善とし何を悪とするのか、に関する価値判断が会計人に問われていると指摘された。そして、具体的な社会的文脈における実践を通じた会計人の倫理の形成と継続の重要性が確認された。

## 3 梶原氏の報告「サプライチェーンの持続可能性と管理会計」

梶原氏は、まず、「サプライチェーンの持続可能性」について、特定の産業、製品、サー

ビスなどのサプライチェーン全体における環境・社会・経済などが、将来にわたって適切に維持・保全され、発展できること、と説明する。そして、報告テーマについて、以下の3つの観点から考察された。

- ① 組織間マネジメントコントロールとサプライチェーンの持続可能性
- ② サプライチェーンにおける利益配分の適正化と原価透明性
- ③ E 負債会計 (E-Liabilities Accounting) とサプライチェーンの持続可能性

観点①について、市場でも組織でもない中間組織としてのハイブリッド型組織において、組織内部のマネジメントコントロールと類似したマネジメントコントロール行動がハイブリッド型組織にも観察されるとする。それを踏まえて、サプライチェーンの持続可能性と取引リスクとして、情報の非対称性の増大、サプライヤーによる機会主義的行動のおそれ、不完全な業績指標、甚大なリスクが挙げられた。そして、サプライチェーンにおける価格転嫁の現状として、製造業、流通業と比べてコストに占める労務費の割合が高いサービス業の転嫁割合が低いという現状が指摘された。

観点②について、サプライチェーンにおける不公正な取引価格がサプライチェーンの持続可能性を脅かすとされる。それを回避する「切り札」としてオペレーションの透明性と原価透明性が挙げられた。例として、アメリカのアパレルブランドであるエバーレーンの徹底された原価透明性の事例が紹介された。結論として、コスト情報を通じて、その企業が正しい活動を行っていることが確認できれば、消費者はその企業や製品/サービスを信頼し、高い価格であっても購入しようとすることが示された。

また、もともと全従業員を対象にブック (B/S, P/Lなどの会計帳簿) を共有しようとする取り組みであるオープンブック会計により持続可能な建設サプライチェーンを目指す前田建設工業の事例が紹介された。

観点③について、ESG の強制開示がサプライチェーンに及ぼす影響が示され、GHG (Green House Gas : 温室効果ガス) プロトコルの問題点が指摘された。その解決策の1つとして、E 負債会計が紹介された。そのメリットとして、次の点が挙げられた。

- ・各企業は、自社が排出する GHG と直接取引を行うサプライヤーからのインプットに伴う GHG 排出量を把握すればよい。
- ・サプライチェーンにおける GHG の重複計上が解消される。
- ・GHG 報告に伴うゲーミングや操作のインセンティブを緩和する。
- ・意思決定者（経営者、マネージャー、消費者など）が、E 負債会計情報に基づき、原材料・部品やサプライヤーの選択、製品の設計、製品選択、価格決定などを行うことを通じて、サプライチェーン全体で GHG 排出量を実質的に削減することが可能になる。
- ・監査可能である。

最後に結論として、サプライチェーンの持続可能性の向上の実質化において、管理会計が重要な役割を果たしうるとして、理論、実証、会計エンジニアリングの観点から、サプライチェーンの持続可能性を向上させるための会計学研究を行うことが求められているとされた。

#### 4 中尾氏の報告「バリューモデルに基づく 目標指向型サステナビリティ情報開示と評価に関する研究」

中尾氏は、バリューモデルによる目標指向・アウトカム重視のフレームワークが、サステナビリティ情報開示と評価をより実効性の高いものにするかという点について検討された。バリューモデルとは同志社大学の須貝氏が創設した同志社大学社会価値研究センターを中心にGRI基準、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）基準など主要な15のサステナビリティ情報開示基準やフレームワークから357の指標を分析するものである。そして、2021年に明確に定義された81の目標から構成されるバリューモデルが開発された。上記の指標の80%以上には4つの課題があるとされる。

それらの課題を解決しようとするバリューモデルは、企業が最終的にどのようなアウトカムを生むべきかを重視しており、例えば、「従業員の多様性向上」ではなく、具体的に「人種等が企業の所在地の人口構成と一致するレベルでの多様性確保」といった測定しやすい形で定義する。また、ISSB基準には明確な削減目標がないのに対して、バリューモデルは具体的なカーボンニュートラル目標を設定していることが挙げられている。

バリューモデルでは、グローバルなサステナビリティ基準やフレームワーク等から抽出された81の目標項目について、次の4つの基準で評価が行われる。

- ①目標に基づいているかどうか。
- ②客観的に測定可能かどうか。
- ③第三者がチェック（検証）可能かどうか。
- ④スケール変数で評価されているかどうか。

これらを踏まえて、サステナビリティ情報開示とESG評価の課題が検討される。まず、ISSB基準による財務マテリアリティの課題として、財務的捕捉の傾向、全体像の欠如、社会的課題への対応遅延が挙げられる。また、ISSB基準の情報は投資家の意思決定に利用可能かという問題について、日本企業の排出量開示の実態として、情報の利用可能性が低いことを指摘する研究が紹介された。

また、投資家の意思決定におけるスコープ3のGHG排出量開示の課題として、多くの投資家がスコープ3のGHG排出量データの解釈と評価に困難を感じているとされる。

次に、バリューモデルで用いた分析結果が紹介された。ESG評価機関であるS & P Glob-

al の 156 項目、MSCI の 88 項目、FTSE の 380 項目、ISS の 184 項目について、バリューモデルの 27 のテーマと 81 の目標に対してこれらの項目がどの程度網羅しているかが分析された。各 ESG 評価機関の調査方法には以下の特徴があるとされる。

S & P Global～経済的に関連性のある ESG 要因が中心である。

MSCI～週次で更新され、年次で詳細レビューがある。

FTSE～カスタマイズ可能なデータであり、SDGs 対応である。

ISS～高リスク産業に高基準を適用している。

そして、バリューモデルの前述の 4 つの基準の各 ESG 評価機関による達成度が紹介された。ESG 評価機関の評価については、総じてアウトカム評価が不足していることが指摘された。

最後に、バリューモデルによるサステナビリティ情報開示の克服課題として、次の 2 点が挙げられた。

- ・財務マテリアリティだけでなく、社会・環境面のアウトカムを扱うこと。
- ・形骸化しやすい情報開示や評価にとどまらず、明確な 81 の目標を共有しながら継続的に行行動する「実践活動」が企業の価値を本質的に高める鍵となること。

今後の展望として、サステナビリティ情報や ESG 評価が目標指向をとるバリューモデルの視点を取り入れることが、より企業のサステナビリティ活動の実質化につながるとされる。そして、バリューモデルを通じた企業の価値向上の実践については、報告者等がケーススタディを実施中であることが紹介された。

## 5 伏見氏の報告「サステナビリティの時代における会計教育」

伏見氏は、サステナビリティの時代について、経済発展志向の社会経済システムから持続可能な社会経済システムに舵を切る時代と説明する。その上で、環境・社会・経済の 3 つを考慮した持続可能な社会経済システムにおいて、重視される経済的資源は財務資本・製造資本、知的資本・人的資本に社会・関係資本、自然資本が加わるとする。また、会計報告の報告対象は多様なステークホルダーに拡大するとされる。

そして、経済環境の変化に対応して、企業の情報開示の目的や内容・範囲が変容し、拡充化しているという見解が紹介される。当見解によれば、各経営パラダイムに付随する開示責任は以下の通りである。

プロダクト指向型経営パラダイム⇒アカウンタビリティ指向

ファイナンス指向型経営パラダイム⇒アカウンタビリティ/投資意思決定有用性

ナレッジ指向型経営パラダイム+サステナビリティ指向型経営パラダイム

⇒説明責任/投資意思決定有用性

上掲の「説明責任」は、財務情報と非財務情報を包括したものであり、会計責任事象と財務に関係しない社会責任事象を加味したトータルな開示責任を含むものとして定義づけられるとする。

会計報告の報告対象としての多様なステークホルダーとは、マルチステークホルダーであり、それには消費者や株主、従業員などの直接的なステークホルダーに地域住民や市民などが加わる。また、「新しい資本主義」として、生産者、消費者、投資家などといったすべての立場において、世界市民が、利益の追求だけでなく、倫理的動機に基づいた経済行動を積極的に行うように、社会システムや経済システムを変革していくことが意図されているとする。サステナビリティの時代における企業にとって、多様なステークホルダーに対する報告と社会的責任が必要かつ重要とされる。

最後に、サステナビリティ時代の会計教育のあり方として次の2点が示された。

(1) 情報内容の拡充に対応する。

会計報告は、財務情報（利益）だけではなく、環境・社会・経済の3つを考慮したサステナビリティを含む非財務情報を包括すること。

(2) 広範のステークホルダーとしての会計情報利用者の視点を拡大する。

例えば、学生は、多様なステークホルダーの一員となり、企業と関わってサステナビリティ活動に取り組む可能性が高い。したがって、会計教育をとおして、サステナビリティ活動の人材を育成すること。

以上の各報告についてまとめると、まず、金森氏は、サステナビリティ・トランジションに対して現状の電力会社の会計報告制度が阻害要因となったことを明らかにし、そうした阻害要因の認識が将来のサステナビリティ・トランジションにつながることを示された。

梶原氏は、サステナビリティ情報開示からさらに管理会計に踏み込むことにより、GHG排出量削減の実質化の具体的方策を示された。

中尾氏は、サステナビリティ情報開示が、その目標とする環境保全といったことにつながっているかどうかを評価し、その結果を公表することでサステナビリティ情報開示が単なる開示にとどまらないための具体的方策を示された。

伏見氏は、サステナビリティの時代において、特に、会計教育においてサステナビリティ情報の意義を伝えることによってサステナビリティ活動の人材育成の必要性を示された。

報告後、休憩をはさみ、特別講演が行われ、その間、大西靖氏（関西大学）、國部克彦氏（神戸大学）、島永和幸氏（神戸学院大学）、福田雄介氏（大阪公立大学博士後期課程在籍）より書面による質問が提出された。統一論題討論では、指名された報告者から回答がなされ、紙幅の関係で詳細は省略するが、活発な質疑応答が行われた。

## 6 サステナビリティ情報制度開示の実質化の現状

欧州委員会は、今年2025年2月26日にライエン欧州委員会委員長の2期目の政策の中で法規制の簡素化を重要政策の1つとして掲げ、CSRDのほか、企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令(CSDD), EUタクソノミー規則、炭素国境調整メカニズム(CBAM)の複雑性を簡素化することを発表した(第1弾簡素化パッケージ; EUROPEAN COMMISSION 2025)。

そして、2025年6月23日にEU理事会は、欧州委員会のオムニバス簡素化パッケージの一環として、EU企業の競争力を強化するためのサステナビリティ報告及びデューデリジェンス要件の合理化に関する交渉委任状を採択した。CSRDの改正案の概要は、以下の通りである。

- ①大企業(従業員250名超、貸借対照表合計額2,500万ユーロ超、純売上高5,000万ユーロ超のうち、2つ以上を満たす企業)のうち、従業員1,000名超の企業への限定。なお、この従業員基準の引き上げにより適用対象企業数が約80%減少するとされる。
- ②2026年又は2027年から報告義務が生じる企業の報告開始時期の2028年への延期。
- ③域外適用～適用対象となる要件である、EU域内での純売上高1億5,000万ユーロの4億5,000万ユーロへの引き上げ。
- ④バリューチェーン～従業員1,000名以下であるバリューチェーン内の企業からの、一定の基準を越える情報の取得を制限。
- ⑤ESRS～中小企業向け基準に関する規定が削除、セクター別基準に関する規定が削除。
- ⑥EUタクソノミー～EUタクソノミーに沿った情報開示について、純売上高が4億5,000万ユーロ以下の企業に対する、任意開示の容認。
- ⑦第三者保証～限定的保証から合理的保証への移行に関する規定が削除。

さらに、2025年7月31日に、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)は、2023年に欧州委員会が採択した12のESRSを改訂(簡素化)した公開草案(EFRAG 2025)を公表した。この公開草案では、必須データポイント数が57%削減されている。

そして、EFRAGは、ESRS改訂にあたり以下の6つの方策を特定した。

- ①ダブル・マテリアリティの簡素化
- ②サステナビリティ報告書の読みやすさ及び簡素化の向上
- ③全般的開示要求とトピック別基準との重複の排除
- ④ESRSの理解可能性・明確性・アクセス性の改善
- ⑤複数の負担軽減措置の導入
- ⑥ISSB基準との相互運用可能性の強化

一方、2025年4月にISSBにより、IFRS S2号の適用を支援するための活動を通じて識別

された課題に対応するとして、公開草案「GHG 排出の開示に対する修正案—IFRS S2 号」(ISSB 2025; 以下では、IFRS S2 号修正案と略す) が公表された。2025 年中に IFRS S2 号修正案を確定することが目標とされている。

IFRS S2 号修正案では、以下の要求事項の修正が提案されている。

- ①スコープ 3 のカテゴリー 15 「投資」の GHG 排出の測定及び開示
- ②ファイナンス・エミッションに関連する特定の要求事項の適用における「世界産業分類基準」(GICS) の使用
- ③「GHG プロトコルの企業算定及び報告基準」(2024 年) とは異なる測定方法の使用
- ④地球温暖化係数 (GWP) の数値についての法域別の救済措置の適用可能性

当初、CSRD によるサステナビリティ報告は、企業報告を越えた目標を掲げ、ダブル・マテリアリティの導入等相当積極的なものであった(久保田 2024a)。それに対して、ISSB 基準の方は、財務マテリアリティのみを取り上げ、企業の「価値創造」に関連づけた情報に限定する消極的なものであった。しかし、近年の動向は、結局、CSRD が ISSB 基準に歩み寄る傾向がみられる。

その具体例として、ISSB 基準と ESRS という世界的な二大サステナビリティ報告基準について、ISSB の上位機関である IFRS 財団と ESRS を策定する ERRAG は、2024 年 5 月に、ISSB 基準と ESRS との間で達成される高い水準の整合性と、企業が両基準を適用する方法を説明するガイダンス「ESRS—ISSB 基準 相互運用可能性ガイダンス」を公表している。

## 7 結　　び

日本では、2023 年 1 月 31 日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の一部が改正された。サステナビリティ全般に関する開示として以下が規定された。

- ①有価証券報告書および有価証券届出書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄の新設。
- ②TCFD 提言や ISSB 基準と整合的な 4 つの柱「ガバナンス」「リスク管理」「戦略」と並びに「指標及び目標」に基づいた開示。「ガバナンス」および「リスク管理」については必須記載事項であり、「戦略」と並びに「指標及び目標」については重要性に応じて記載する必要がある。
- ③サステナビリティ情報の記載については、その詳細な情報について任意開示書類を参照指示することができる。

当開示府令は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されている。

世界的な二大サステナビリティ報告基準の確定に呼応して、日本でも財務会計基準機構（FASF）が2021年12月にサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の設置を公表し、2022年7月に設立された。そして、SSBJは、2024年3月29日に基準公開草案を公表し、2025年3月5日に下掲の基準を公表した。

サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」

サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」

当基準の任意適用は2025年3月期に係る有価証券報告書から開始され、適用義務化の方向性については、プライム市場の上場企業に対して、当初は時価総額3兆円以上、その後時価総額1兆円以上、5,000億円以上と順次拡大し、最終的にはプライム市場の全企業とする計画である。

なお、SSBJは、2027年3月期の期首からSSBJ基準の適用を開始する企業のニーズを考慮し、IFRS S2号の修正に対応してSSBJ基準を改正する場合には、2026年3月末までに改正が確定するように検討を進めることを目標とするとされる。また、検討にあたっては、SSBJ基準とISSB基準に同時に準拠した開示を可能とするために適用時期に関する定めについても検討されるという。

以上、着々とサステナビリティ情報制度開示の実質化が進展する中、各報告は、サステナビリティ情報開示が単なる開示にとどまることなく、その目的を達成するための会計の貢献の可能性を提示する貴重なものであった。

### 参考文献

- 久保田秀樹. 2024a. 「IFRS サステナビリティ開示基準における『シングル・マテリアリティ』と  
　　欧洲サステナビリティ報告基準（ESRS）における『ダブル・マテリアリティ』」『甲南経営研究』64（3・4）：71-89.
- 久保田秀樹. 2024b. 「企業の情報制度開示のパラダイム変換 —サステナビリティ情報制度開示の  
　　幕開け—」『会計』206（3）：1-13.
- Lanfermann, Georg/Baumüller, Josef. 2022. "Endfassung der Corporate Sustainability Reporting  
　　Directive (CSRD)", *Der Betrieb* 47.

### EU文書等

1. DIRECTIVE (EU) 2022/2464 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability report-

- ing.
2. COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2023/2772 of 31 July 2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards.
  3. International Sustainability Standards Board (ISSB). 2023a. IFRS S1 “General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information”.
  4. ISSB. 2023b. IFRS S2 “Climate-related Disclosures”.
  5. ISSB. 2025. Amendments to Greenhouse Gas Emissions Disclosures Proposed amendments to IFRS S2.
  6. EUROPEAN COMMISSION 2025 Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements.
  7. European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG). 2025. “the revised and simplified Exposure Drafts of the European Sustainability Reporting Standards (ESRS)”.

(筆者・甲南大学教授)